よくあるご質問

① 60 歳未満、加入員期間 10 年未満でご退職した方へ

Q1	請求書の記入を間違えてしまいました。訂正印は必要ですか。	間違えた箇所に二重線を引いていただければ訂正印は不要です。
		余白に正しい記入をお願いします。
Q2	請求書を JJK に送付しました。一時金の振込はいつ頃になりま	基金に請求書が到着してから、約2か月後にお振込みします。
	すか。	(添付書類に不備などがある場合には更に時間がかかる場合もあります。)
Q3	請求書の提出期限はいつですか。	他制度への移換をご希望の場合は、資格喪失後1年を経過する日または60歳到達前の
		どちらか早い日が提出期限となります。
Q4	退職所得について教えてください。	退職に伴って支払われる一時金は「退職所得」となります。
		「退職所得の受給に関する申告書」をご提出いただくことにより、会社等からの退職金
		を含めて退職所得控除額を超えない範囲であれば非課税となる、税の優遇措置が適用さ
		れます。
Q5	一時所得について教えてください。	在職中に支払われる一時金は「一時所得」となり、Q4 の優遇措置はありません。
		年間の一時所得が 50 万円を超えた場合、ご本人様で確定申告をしていただく必要があ
		ります。

② 60 歳未満、加入員期間 10 年以上でご退職した方へ

Q1	請求書の記入を間違えてしまいました。訂正印は必要ですか。	間違えた箇所に二重線を引いていただければ訂正印は不要です。
		余白に正しい記入をお願いします。
Q2	請求書を JJK に送付しました。一時金の振込日はいつですか。	基金に請求書が到着してから、約2か月後にお振込みします。
		(添付書類に不備などがある場合には更に時間がかかる場合もあります。)
Q3	請求書の提出期限はいつですか。	他制度への移換をご希望の場合は、資格喪失後1年を経過する日または60歳到達前の
		<u>どちらか早い日が</u> 提出期限となります。
		将来、年金または一時金請求を行う場合は、資格喪失後1年以内に支給繰下げ届を
		ご提出ください。
Q4	退職所得について教えてください。	退職に伴って支払われる一時金は「退職所得」となります。
		「退職所得の受給に関する申告書」をご提出いただくことにより、会社等からの退職金
		を含めて退職所得控除額を超えない範囲であれば非課税となる、税の優遇措置が適用さ
		れます。
Q5	一時所得について教えてください。	在職中に支払われる一時金は「一時所得」となり、Q4 の優遇措置はありません。
		年間の一時所得が 50 万円を超えた場合、ご本人様で確定申告をしていただく必要があ
		ります。
Q6	「年金・一時金のお知らせ」に記載されている年金額は年額で	年額が記載されています。
	すか。	なお、年金支給額の多少にかかわらず、7.6575%の所得税が源泉徴収されます。
Q7	老齢給付金の支払い回数を教えてください。	原則として年4回(3、6、9、12月)支払となります。
		ただし、2017年7月1日以前に JJK の加入資格を喪失されている方は、支払回数が異
		なる場合がありますので、JJK へお問合せください。
Q8	【支給繰下げ中の方】(住所/氏名)を変更したいです。	住所・氏名変更につきましては、ホームページから用紙をダウンロードいただき、JJK
		までご提出ください。
		(H P掲載場所)https://www.jjk.or.jp/benefit/personal.html
		※氏名変更の場合は、「氏名の変更に関する市区町村長の証明書(戸籍謄本や婚姻受理
		証明書など)」を添付いただく必要があります。

Q9	【支給繰下げ中の方】年金・一時金の見込み額が知りたいで	ご依頼により、随時試算を承ります。ご希望の方は、JJKまでお問い合わせください。
	す。	試算された見込み額は、書面にてお送りします。なお、お電話で具体的な金額を回答す
		ることはできませんので、ご了承ください。

③ 60 歳以上でご退職した方へ

Q1	請求書の記入を間違えてしまいました。訂正印は必要ですか。	間違えた箇所に二重線を引いていただければ訂正印は不要です。
		余白に正しい記入をお願いします。
Q2	請求書を JJK に送付しました。一時金の振込日はいつですか。	基金に請求書が到着してから、約2か月後にお振込みします。
		(添付書類に不備などがある場合には更に時間がかかる場合もあります。)
Q3	請求書の提出期限はいつですか。	未提出のまま 5 年以上経過すると請求権の一部が消滅します。なるべくお早めにご提出
		ください。
Q4	退職所得について教えてください。	退職に伴って支払われる一時金は「退職所得」となります。
		「退職所得の受給に関する申告書」をご提出いただくことにより、会社等からの退職金
		を含めて退職所得控除額を超えない範囲であれば非課税となる、税の優遇措置が適用さ
		れます。
Q5	一時所得について教えてください。	在職中に支払われる一時金は「一時所得」となり、Q4 の優遇措置はありません。
		年間の一時所得が 50 万円を超えた場合、ご本人様で確定申告をしていただく必要があ
		ります。
Q6	「年金・一時金のお知らせ」に記載されている年金額は年額で	年額が記載されています。
	すか。	なお、年金支給額の多少にかかわらず、7.6575%の所得税が源泉徴収されます。
Q7	老齢給付金の支払い回数を教えてください。	原則として年4回(3、6、9、12月)支払となります。
		ただし、2017 年 7 月 1 日以前に JJK の加入資格を喪失されている方は、支給額などに
		より支払回数が異なる場合がありますので、JJK へお問合せください。
Q8	【支給繰下げ中の方】(住所/氏名)を変更したいです。	住所・氏名変更につきましては、ホームページから用紙をダウンロードいただき、JJK
		までご提出ください。
		(H P掲載場所)https://www.jjk.or.jp/benefit/personal.html
		※氏名変更の場合は、「氏名の変更に関する市区町村長の証明書(戸籍謄本や婚姻受理
		証明書など)」を添付いただく必要があります。
Q9	【支給繰下げ中の方】年金・一時金の見込み額が知りたいで	ご依頼により、随時試算を承ります。ご希望の方は、JJKまでお問い合わせください。
	す。	試算された見込み額は、書面にてお送りします。なお、お電話で具体的な金額を回答す
		ることはできませんので、ご了承ください。
1		